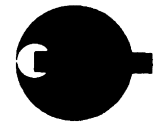


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

〇奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定(青少年課)	一	〇公営認定対象区域内における敷地内認定建築物以外の建築物の認定(建築課)	二
〇急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	一	〇開発行為に関する工事の完了(建築課)	二
〇右同	一	〇右同	三
〇右同	二	〇一般競争入札の実施(教育委員会学校教育課)	三
〇都市計画の変更に係る図書の写し(公 告)	二	〇正 誤	四
〇縦覧(都市計画課)	二	〇平成十九年五月十一日付け奈良県公報第八百七十号正誤表	四

## 告 示

### 奈良県告示第八十五号

奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。  
平成十九年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
------	--------	--------	-------	------	------

七	コミック	〇女の事件簿 <sup>(13)</sup>	平成十九年五月二十三日	株式会社 芳文社	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
八	コミック	ドキュメント ーお水の〇世 界	平成十九年六月七日	株式会社 コアマガジン	
九	コミック	ミリオンのコミックス 真相 ーアイドル流 出事件史	平成十九年五月二十五日	ミリオン出版株式会社	
十	コミック	MAGAZINE BE×BOY 6月号	平成十九年六月七日	リブレ出版株式会社	
十一	付雑誌	CD-ROM 月刊タウンロイド magazine 6月1日	平成十九年六月一日	株式会社 晋遊舎	

### 奈良県告示第八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十一条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。  
平成十九年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 区域の名称  
砥取(一)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
所在地及び標柱番号  
宇陀市室生区大字砥取九七番 一 号

- 〇 一〇番 二 号
- 〇 一七三番 三 号
- 〇 一七八番 四 号
- 〇 一五八番 五 号
- 〇 一五三番 六 号
- 〇 六七四番 七 号

### 奈良県告示第八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十一条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。  
平成十九年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 区域の名称  
武蔵(ロ)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域(保安林区域を除く。)  
所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村大字武蔵四八番 一号

〃 五四番 二号

〃 二番 三号及び四号

〃 一番 五号

〃 一〇番一 六号

〃 四六番 七号

奈良県告示第八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十九年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

高滝（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱二号から七号までを順次結んだ線及び標柱二号と七号  
を結んだ線に囲まれた土地の区域（保安林区域を除く。）

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村大字高滝一〇四番二 一号

〃 一七二番一 二号

〃 一九八番二 三号

〃 一九八番一 四号

〃 一七六番 五号及び六号

〃 一三番 七号

奈良県告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二  
十条第一項の規定に基づき、大和高田市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図  
書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課にお  
いて縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

公 告

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第二項の規定により、公  
告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物に係る認定を次のとおり行  
いました。

その関係図書は、奈良県土木部建築課において一般の縦覧に供します。

平成十九年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 認定番号

建第一六八号

二 認定年月日

平成十九年四月二十四日

三 一団地の区域

香芝市真美ヶ丘七丁目二番二の一部、二番四、二番五の一部及び二番六一

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十六年七月九日第七四一九号

平成十八年八月三十一日第七四一九一号

平成十九年二月二十六日第七四一九一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月十六日第六六八五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月十六日第四一九九号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市辻町一八七番地ノ一、一八七番地ノ九、一八七番地ノ一〇、一九六番地ノ二  
及び一九六番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府天王寺区石ヶ辻町八番一七号

株式会社フォーティシステム 代表取締役 福山高

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市辻町一八七番地ノ一

公園 生駒市辻町一八七番地ノ九

水路 生駒市辻町一八七番地ノ一〇

一 許可番号

平成十八年十一月六日第七八一〇八号

平成十九年四月二十五日第七八一〇八一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月十六日第六六八六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月十六日第四一九九号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田北二丁目六四一番地ノ一、一六四三番地、一六四四番地ノ一、  
一六四四番地ノ四、一六八三番地、一六八六番地、一六八七番地、一六八八番地ノ一、  
一六八九番地、二八四四番地ノ一、二六四〇番地ノ一の一部、一六四一番地ノ一の  
一部、一六四五番地の一部、一六八五番地の一部、一六九〇番地の一部、一六九一番地  
の一部、一六九三番地の一部、一六九四番地の一部及び一六九八番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町一番地ノ四

株式会社八州エイシメント 代表取締役 河合浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町龍田北二丁目六四一番地ノ一、一六四四番地ノ一、一六八三  
番地、一六八六番地、一六八七番地、一六八八番地ノ一、一六八九番地、二八四四番  
地ノ一、一六九〇番地、一六九一番地、一六九四番地及び一六九八番地ノ一の各一部

一 公園 生駒郡斑鳩町龍田北二丁目一六四一番地ノ一、一六四二番地ノ一、一六八九番地及び一六八八番地ノ一の各一部

水路 生駒郡斑鳩町龍田北二六四四番地ノ四

下水道 生駒郡斑鳩町龍田北二丁目一六四二番地ノ一、一六八三番地、一六八七番地、一六八八番地ノ一、一六八九番地、二八四四番地ノ一、一六九〇番地、一六九一

番地、一六九四番地及び一六九八番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十九年一月九日第七八一二六〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月十六日第六六八四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月十六日第四一九二号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目一四二九番地ノ五及び一四三〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目七番三三号

株式会社ウエダハウジング 代表取締役 上田和之

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺西三丁目一四三〇番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十九年三月十六日第七八一二〇四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月十六日第六六八三号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市北花内二一四番地ノ一及び七八〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市北花内二一四番地

有限会社グリーンハイツ 代表取締役社長 中島政子

都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県松井土木事務所において閲覧できます。

平成十九年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年二月二十一日校士第三九一〇号

平成十九年三月九日校士第三九一一〇一十二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月十四日校士第五九一三三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月十四日校士第六〇一三三号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市四条町六九五番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市四条町七八〇番地ノ六

にとく不動産 代表者 岩本孝行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市四条町六九五番地の一部

下水道 橿原市四条町六九五番地の一部

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)第百六十七條の六第一項の規定により公告します。

平成十九年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 競争入札に付する事項

1 入札物件

コンピュータ等の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

県立高校再編設備整備事業 県立御所実業高等学校環境緑地科コンピュータ等

一式

3 借入期間

平成十九年八月一日から平成二十四年七月三十一日まで

4 納入場所

県立御所実業高等学校 御所市玉手三〇〇

5 入札方法

入札は、一箇月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(一)から(五)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(一) 施行令第百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(三) 奈良県における競争入札参加有資格者で、リース会社にあつては営業種目〇一の賃貸業務に登録をしている者であり、販売会社(メンテナンス会社)にあつては営業種目B4の事務機器若しくは営業種目B5のOA機器に登録をしている者

又は営業種目B1のオフィス用品に登録(登録年月日が平成十九年一月一日以降のもの)をしている者であること。これらの二者により、この競争入札に参加することができません。

(四) リース会社にあつては、この公告に示した借入物品の規格に合致した物品及び

数量を確実に納入し得る者であつて、かつ、過去一年間に国又は地方公共団体

において、この公告と同種類又は同等と県が認める契約を数回以上締結し、これら

をすべて誠実に履行した者であること。

(五) 販売会社(メンテナンス会社)にあつては、この公告に示した借入物品の規格

に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であり、かつ、当該借入物品に関

し迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されている者であること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六三〇一八五〇二 奈良市登大路町三〇番地

奈良県教育委員会事務局学校教育課県立学校企画調整室(奈良県庁東棟一階)

電話(直通)〇七四二一七一九八五六

- 2 入札説明会の日時及び場所

平成十九年六月一日(金) 午後三時

県立御所実業高等学校 御所市玉手三〇〇

- 3 入開札の日時及び場所

平成十九年七月四日(水) 午前十時

第五十一会議室(奈良県庁主棟五階)

- 4 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「県立御所実業高等学校環境緑地科コンピュータ等一式の借入れに係る入札書」と朱書して、平成十九年七月三日(火)までに到着するようにしてください。

四 その他

- 1 入札保証金  
免除します。

- 2 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の百分の十に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号 第十九条第一項ただし書各号)に該当する者であるときは、免除します。

- 3 入札者に要求される事項

(一) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、二の四及び(五)に関し、借入物品の適合規格承認申請をするともに、借入物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(二) この提出資料に基づき二の四及び(五)に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(三) 入札者はリース会社とし、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(四) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

- 4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

- 5 契約書作成の要否

要しません。

なお、契約は奈良県とリース会社及び販売会社(メンテナンス会社)による三者契約を締結します。

- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- 7 支払条件

リース会社は、物品の使用月の翌月に請求を行い、奈良県は支払請求書を受理した日から三十日以内にリース会社に支払うものとします。

- 8 その他

詳細は、入札説明書によります。

正 誤

平成十九年五月十一日付け奈良県公報第八百七十号正誤表

二	行	誤	正
中	二十	畑地帯総合整備事業	畑地帯総合整備事業

【定 価】 一 か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発 行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三一一二〇(代)

刷 印

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。